

北教だより

組織でいじめを認知し、適切に対応することが重要です

令和4年10月に令和3年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」結果が公表されました。茨城県では、「いじめの認知」に学校差がみられることを課題の一つとして捉えていること、また、生徒指導の実際には、教職員の共通理解を図るとともに、外部関係機関と連携した組織的な対応が求められていることから、各学校での取組についてご確認願います。



いじめ防止対策推進法第2条1項 いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

【いじめ定義の3要素】

- ①いじめの被害者も加害者も児童生徒
- ②一定の人的関係がある
- ③被害者が心身の苦痛を感じている

いじめられている児童生徒の主観を重視

- ・こんな事案でも? → いじめに軽重はありません
- ・1回だけだから... → 1回でもいじめです
- ・疑いだから... → 被害者が苦痛を感じていたらいじめです

【いじめの認知に関する文部科学省の考え方】

- ①いじめに該当する事象は、学校生活を送る上ではどうしても発生するもの
- ②いじめの認知件数が多い学校は、教職員の目が行き届いていることの証
- ③いじめの認知件数が少ない学校は、いじめを見逃している可能性がある

多くの先生方で子どもを観察し、調査などの手立てを講じていじめを正確に認知して、しっかりと対応していく

【学校におけるいじめ対応の国の主な基本方針(平成29年)】

- 教職員がいじめに関する情報を抱え込み、対策組織に報告を行わないことは法令に違反し得る(いじめ防止対策推進法第23条第1項)
- いじめは、単に謝罪をもって安易に「解消」とすることはできない
- 学校は、いじめ防止の取り組み内容をHP等で公開、児童生徒・保護者には入学時等に説明する

「いじめ対応の原則」の共通理解

管理職のリーダーシップの下、生徒指導主事などを中心として協働的な指導・相談体制を構築することが不可欠

- ①いじめられている児童生徒の理解と傷ついた心のケア → 何よりも**被害者保護を最優先**
- ②被害者のニーズの確認 → 本人や保護者との**合意形成**を図る
- ③いじめ加害者と被害者の関係修復
- ④いじめの解消 → 教職員の共通理解
・二条件が少なくとも**3か月**続いている

いじめ解消の二条件

- ・いじめに係る行為が止んでいる
- ・被害児童生徒が心身の苦痛を感じていない

いじめを重大事態に発展させないための困難課題対応的生徒指導について

いじめの問題が複雑化し、対応が難しくなりがちな次のようなケースについては、**できるだけ早い段階から、SCやSSW等**を交えたケース会議で丁寧なアセスメントを行い、多角的な視点から組織的対応を進める。

- 周りからは仲がよいと見られるグループ内でのいじめ
- 閉鎖的な部活動内でのいじめ
- 被害と加害が錯綜している
- 教職員等が、被害児童生徒側にも問題があるとみしてしまう
- いじめの起きた学級・ホームルームが学級崩壊的状况にある
- いじめが集団化し孤立状況にある(と被害児童生徒が捉えている場合も含む。)
- 学校として特に配慮が必要な児童生徒が関わっている
- 学校と関係する児童生徒の保護者との間に不信感が生まれてしまっている



※学校と警察との連絡制度を活用するなど、個別事案に係る日常的な情報共有や相談・通報ができる連携体制の構築を図ることも重要です。